

川崎医療福祉大学同窓会会則

第1章 総 則

- 名 称 第1条 本会は、川崎医療福祉大学同窓会（以下、本会）と称する。
- 事務所 第2条 本会は、事務所を倉敷市松島 288 川崎医療福祉大学内に置く。
- 目 的 第3条 本会は、会員相互の親睦、向上を図るとともに、母校の発展に協力し、医療福祉に貢献、寄与することを目的とする。

第2章 会員及び会費

- 会 員 第4条 本会は、次の会員をもって組織する。
1. 正会員は、川崎医療福祉大学を卒業した者及び同大学大学院を修了した者で、理事会で承認された者。
 2. 特別会員は、川崎医療福祉大学の現教職員及びかつての教職員で入会を希望し、理事会で承認された者。尚、特別会員は、総会における表決権を有せず、また、役員になることはできない。
- 届け出 第5条 会員は、住所、姓及び職業を変更したとき、2 ヶ月以内に本会に届け出なければならない。
- 会 費 第6条
 1. 終身会費を所定の方法にて入学時に一括納入する。
 2. 第6条1項に定める終身会費は、15,000 円とする。納入方法については別途定める。
- 退 会 第7条 退会を希望する会員は、所定の手続きを経て退会するものとする。
- 除 名 第8条 会員に本会の名誉を毀損、秩序を乱す行為等があり、会員として適当でないと判断された場合は、理事会の決議を経て除名することができる。

第3章 事 業

- 事 業 第9条 本会は、第3条の目的達成のため、主に次の事業を行う。
1. 会員相互の友誼を深めるための行事
 2. 会員名簿の管理
 3. 年1回の会報の発行
 4. 支部発展に関する協力援助
 5. 大学発展に関する協力援助
 6. 学生への支援
 7. その他必要な事業

第4章 役員

- 役員 第10条 本会は、次の役員をおく。
- ・会長 1名
 - ・副会長 若干名
 - ・実行委員 各支部1名以上
 - ・監査委員 2名
 - ・理事 各支部の代表者または各科1名
- 役員選出 第11条
1. 実行委員は理事会において正会員の中から選任する。
 2. 会長及び副会長は実行委員会において実行委員の中から選任する。
 3. 監査委員は、会長が委嘱し総会において承認される。
 4. 理事は、各学科、地域の支部で選任された代表者があたり、理事会において承認される。
 5. 顧問は、会長が委嘱し、総会において承認される。
- 役員職務
- 第12条
1. 会長は、本会を代表し、業務の遂行を総括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長の代行を行うことができる。
 3. 実行委員は、実行委員会を組織して、本会の業務を決議、運営する。
 4. 監査委員は、会計事務を監査する。
 5. 理事は、本会の協議、運営に携わり、協力する。
- 役員任期
- 第13条
1. 役員任期は3年とする。但し再任はさまたげない。
 2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 3. 役員は、任期終了後でも、後任者が就任するまではその職務を続行する。
- 役員解任
- 第14条
- 役員は次のいずれかに該当するとき、実行委員会の承認を得、会長が解任することができる。
- ・本人の申し出があるとき。
 - ・職務上義務違反、その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。
- 顧問 第15条
- 本会には、顧問を若干名置くことができ、会長が委嘱する。また、その任期は理事会にゆだねる。

第5章 会 議

- 会 議 第16条 本会は総会、理事会、実行委員会を置く。
- 総 会 第17条 総会は、原則として5年に一度開催され、事業及び会計報告の承認、その他必要事項の審議を行い、出席者の過半数をもって議事を決する。
- 理事会 第18条 理事会は役員によって構成され、原則として年2回開かれる。また、総会開催のいとまなきときは出席者の過半数をもって総会に代わり議事を決することができる。ただし、可否同数のときは、議長が決定する。
- 実行委員会
第19条 実行委員会は、会長、副会長、実行委員によって構成され、事業計画及び会務遂行のための必要な事項を審議、決定する。また、監査委員はこれに出席し、意見を述べることができる。

第6章 会 計

- 経 費 第20条 本会の経費は、入会金・終身会費、寄付金及びその他の収入をもって、これにあてる。
- 事業計画及び収支予算
第21条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、実行委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。
- 事業報告及び収支決算
第22条 会の事業報告及び収支決算書は、会長が会計年度終了後、遅滞なくこれを作成し、実行委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。
- 会計年度 第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 支 部

- 支 部 第24条 本会は、適当な地域及び各学科に会員の希望により支部を置くことができる。支部の設置は理事会の承認を得なければならない。尚、支部に関する規定は別途定める。

第8章 部局と運営

- 部 局 第25条 本会は組織運営のため、実行委員会に次の部局を置き、各部局には局長を置く。
 - ・ 会計局
 - ・ 事務局
 - ・ 渉外調査局
 - ・ 企画局

部局員 第26条 部局員は実行委員の中より選任され、部局長は会長が委嘱し、実行委員会で承認される。

部局員の職務

第27条 局長は担当局を統括し、その構成員は局務を遂行する。

局 務 第28条 各部局の職務は別途定める。

付則

1. 本会に関する諸般の事項は、会報、その他の方法で会員に報告する。
2. 本会役員は、各々が自らの任務を自覚し、会員の代表として責任をもって会務を遂行しなければならない。
3. 会則の変更は、実行委員会の過半数の賛成を得、総会出席者3分の2以上の同意を得なければならない。
4. 本会会則第9条に定める事業を推進するために、本会の役員、会員、事務員が会務に従事した場合の行動費と旅費を別途定める。
5. この会則は、平成14年3月30日より施行する。

平成8年11月17日改正

平成11年6月13日改正

平成14年3月30日改正

平成25年5月12日改正

平成26年4月1日改正

平成28年4月1日改正

令和元年5月18日改正

令和2年6月18日改正

令和4年5月28日改正

川崎医療福祉大学同窓会支部規程

第1条 川崎医療福祉大学同窓会会則，第7章，第24条により承認された地方及び学科支部は川崎医療福祉大学同窓会（地方・学科）支部と称することができる。

第2条 支部は，特に地域，学科内における会員相互の親睦，情報交換を図ると共に，母校の発展に協力し，医療福祉に貢献，寄与することを目的とする。

第3条 支部は，事務局を設け，役員を置き組織する。

第4条 1. 各支部は，次の役員を置く。ただし，併任を可とする。なお，支部長または各支部代表者1名は本部理事を兼任することとする。

支部長	1名
副支部長	1名以上
会計	1名以上

2. 各支部は，必要に応じて次の役員を置くことができる。

書記	1名以上
代議委員	各期1名

第5条 支部は，会員の住所，氏名および勤務先を本部に報告し，会員の異動があった時も同様に報告する。

第6条 支部長は，本部理事会に出席し，活動状況を報告する。

第7条 支部は，支部設立後，本部より毎年「支部活動援助費」として補助金を受けることができる。詳細は別途に定める。

附則 この規程は平成14年5月12日から施行する。

支部活動援助費に関する細則

(目的)

第1条 支部規程第7条に基づき、支部活動援助費について必要事項を定めることとする。

(通信費)

第2条 発送時点の往復はがき代（参考 126 円：2020 年度）×発送数

(支給額と対象)

第3条 各支部は 20 万円を上限とする。ただし、医療福祉学科支部については 40 万円とする。「支部活動援助費予算請求」を理事会に提出して承認され、補助金を受けることができる。（※別表参照）ただし、領収書がないものはこの限りではない。なお、備品についてはその内容によっては事務局が購入し、各支部に貸し出すこととする。

別表

請求できる費目	<ul style="list-style-type: none">・ 役員の交通費および行動費・ セミナー講師の交通費 ※交通費は公共交通機関とする。 <ul style="list-style-type: none">・ セミナー講師の謝礼（上限 5 万円）・ 懇親会およびセミナー等の会場費および準備費・ セミナー等の文房具およびお茶菓子代・ その他、特に理事会で承認を得たもの
請求できない費目	<ul style="list-style-type: none">・ 学科主催のイベント・ 食事代・ アルコール代・ その他、特に理事会が同窓生に対して不公平な支出であると認めたもの

支部活動援助費使用費目(例)

	費目	内容
収入	会費・参加費	研修会やセミナーなどの参加費
支出	会議費	打合会、研修会やセミナー、懇親会などの会場使用料
	謝礼	研修会やセミナーの講演謝礼
	旅費交通費	駐車代、電車代、ガソリン代
	消耗品費	案内状作成のインク代や用紙代
	(通信運搬費)*2	案内状の郵送代

附則 この規程は平成14年5月12日から施行する。

平成20年5月11日改定

平成27年5月9日改定

平成28年4月1日改定

令和2年6月18日改定